

西脇市環境審議会運営規則

22.10.6

西脇市環境審議会決議

(趣旨)

第1条 この規則は、西脇市環境審議会規則（平成17年規則第95号）第7条の規定に基づき、西脇市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、出席委員の過半数の賛同を得て、公開しないことができる。

(会議の傍聴の手続等)

第3条 会議の傍聴をしようとする者は、自己の住所、氏名を傍聴人名簿（別記様式）に記入しなければならない。

2 傍聴人の定員は、会議の会場規模に応じて会長が定める。

3 傍聴希望者の受付は、会議開催予定時刻の20分前から10分前までにおいて先着順で行うものとする。

4 傍聴人は発言権を有しない。

5 会長が、人に迷惑を及ぼす、又は会議を妨害すると認めた者の傍聴は認めない。

(会議録)

第4条 会長は、会議録を調製し、次の事項を記載しなければならない。

(1) 審議会の会議の日時及び場所

(2) 出席した委員の氏名

(3) 説明のため出席した者の職氏名

(4) 会議に付した案件

(5) その他会議において必要と認めた事項

2 会議録は、磁気テープ又は磁気ディスクによる保存とし、要点のみ記録し、会議録とする。

3 会議録に署名する委員は、会長並びに2人の委員とし、会長がその都度指名する。

4 会議録は、次の事項を除いて公開とする。

(1) 発言した委員の氏名

(2) 前号に掲げる者の氏名が識別され得ると会長が認める事項

(3) その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると会長が認める事項

5 会議録の公開は、市ホームページで行う。

